

## 遺言書の保管申請をするためのチェックリスト【遺言者用】

【岡山地方法務局】

チェック事項	回答 はい or 該当なし
<b>第1 遺言書について</b>	
1 遺言書の用紙はA4判の丈夫な紙で、文字の判読を妨げるような地紋・色彩はないものですか。	<input type="checkbox"/>
2 遺言書は、本文(全文)、日付及び氏名を自書していますか。 また、氏名の横に押印していますか(印鑑は認印でも可)。	<input type="checkbox"/>
3 遺言書は、消すことができない筆記具(黒色等の濃色の万年筆、ボールペン等)で記載していますか。	<input type="checkbox"/>
4 遺言書の記載内容について	<input type="checkbox"/>
(1) 遺言書の表題には「遺言書」と記載されていますか。	<input type="checkbox"/>
(2) 遺言書の作成日(日付)は「【例】令和〇年〇月〇日」と記載されていますか(【例】「1月吉日」等の表現は認められません。)	<input type="checkbox"/>
(3) 遺言内容について、「相続させる」、「遺贈する」等の正しい表現を使用していますか。	<input type="checkbox"/>
(4) 遺言書に記載した受遺者(遺言執行者を含む。)の氏名又は名称及び住所に誤りはありませんか。	<input type="checkbox"/>
5 遺言書は、上下左右にそれぞれ余白がありますか(左20mm以上、右5mm以上、上5mm以上、下10mm以上)。	<input type="checkbox"/>
6 遺言書の用紙の裏面に記載はありませんか。	<input type="checkbox"/>
7 遺言書が複数にわたる場合には、遺言書の右下にページ数を記載していますか(【例】1/3、2/3、3/3)。 (遺言書が1枚の場合も「1/1」と記載してください。)	<input type="checkbox"/>
8 遺言書の記載事項を訂正・加入又は削除した場合、当該箇所に押印をしていますか。 また、遺言書の余白部分に訂正、加入、削除又は変更した旨を付記して、署名をしますか。	<input type="checkbox"/>
9 財産目録を自書していない場合、財産目録の全てのページに氏名を自書し、押印をしていますか。 (遺言書の財産目録について、不動産の登記事項証明書を添付することも認められています。)	<input type="checkbox"/>
10 遺言書は、ホッチキス止めをしていませんか。	<input type="checkbox"/>
11 遺言書の用紙を折りたたんで、封筒などに封入していませんか。	<input type="checkbox"/>

チェック事項

回答  
はい or  
該当なし

**第2 申請書について**

申請書の「記入上の注意事項」を参考に記入してください。

申請書の様式、記入上の注意事項は、次のURLにあります。

【法務省ホームページ】 [http://www.moj.go.jp/MINJI/minji03\\_00051.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html)

1 申請書を提出する法務局の管轄に誤りはありませんか（管轄の法務局は下記参照）。

2 【遺言者欄】の遺言者の氏名、住所、本籍及び筆頭者の氏名は、住民票の写しのとおり記載していますか。  
（【例】（正）〇〇町一丁目16番17号 （誤）〇〇町1-16-17）

3 【受遺者等・遺言執行者等欄】には、遺言書に記載された受遺者又は遺言執行者が記載されていますか。  
また、受遺者又は遺言執行者の氏名、住所、生年月日は、正しく記載されていますか。  
**\*「受遺者」とは、法定相続人以外の者で、財産を譲り受ける者をいいます。**  
**受遺者等又は遺言執行者等がない場合は、記入する必要はありません。**

4 【死亡時の通知の対象者欄】遺言者が死亡した場合、遺言者が指定した者へ通知をすることを希望する場合、通知をしてほしい者の住所、氏名を記載しましたか。  
**\*「死亡時の通知」とは、遺言者が指定する者に対して、遺言者が作成した遺言書を法務局で保管していることをお知らせをする制度です。**  
**通知することを希望しない場合は、記入する必要はありません。**

5 申請書に記載すべき事項は、全て記載しましたか（記載漏れはありませんか。）。  
また、該当する□にはレ印を記載していますか。

6 記載事項の訂正、加入又は削除をした場合は、二重線を引いてその近辺に清書しましたか。（訂正箇所を押印はしません。）

**第3 添付書類について**

1 遺言者の**本籍及び筆頭者の記載のある**住民票の写し

2 遺言書が外国語で作成されている場合、日本語による翻訳文

3 添付書類のうち、原本の返却を希望する場合は、「原本に相違ない」旨を記載し、署名（又は記名）・押印したコピー

4 本人確認書類（提示）  
（マイナンバーカードや運転免許証等の本人の氏名、出生の年月日、住所、**顔写真が表示されている官公署から発行された証明書**）

チェック事項

回答  
はい or  
該当なし

第4 手数料について

- 1 手数料(3,900円分の収入印紙)は準備できましたか。収入印紙は法務局でも購入することができます。  
(収入印紙は、手数料納付用紙に貼付しないで持参してください。)

- 全ての項目にチェックが入ると、法務局に申請をすることができます。
- 手続は、予約制となりますので、管轄の法務局に電話か法務省HPから予約をしてください。

【管轄の法務局】

遺言者の住所地、本籍地、所有する不動産の所在地のいずれかが岡山県内にあれば、岡山県内の全ての遺言書保管所（下記のとおり）で申請が可能です。  
(ただし、遺言書が既に保管されている場合は、最初に遺言書を保管した法務局となります。)



遺言書ほかんガルー

遺言書保管所	所在地	電話番号
岡山地方法務局供託課	岡山市北区南方一丁目3-58	086-224-5699
岡山地方法務局備前支局	備前市東片上382	0869-64-2770
岡山地方法務局倉敷支局	倉敷市幸町3-46	086-422-1260
岡山地方法務局笠岡支局	笠岡市十一番町3-2	0865-62-5295
岡山地方法務局高梁支局	高梁市落合町近似500-20	0866-22-2318
岡山地方法務局津山支局	津山市田町64	0868-22-9157

- ご不明な点がございましたら、法務局にお尋ねください。  
ただし、遺言の内容に関する御相談はお受けできません。